

令和 8 年度(2026 年度) 豊中市 AI セミナー受講料補助金募集要領

1. 豊中市 AI セミナー受講料補助金の目的

本補助金は、豊中市新・産業振興ビジョンの考え方にもとづき、市内中小企業者等の経営者や従業員が AI に関する知識の向上並びに実務に活用するための技術及びスキルの習得を目的として参加するセミナーや研修等の受講料及び参加費の一部を補助することにより、AI 技術の活用による経営課題の解決を図るものです。

2. 制度概要

対象者	豊中市内の中小企業者等の経営者や従業員
補助率	3 分の 2
補助上限額	10 万円
対象期間	令和 8 年 2 月 1 日（日）～ 令和 9 年 3 月 31 日（水）
申込期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 9 年 3 月 31 日（水）
その他	・申込みは、1 事業者につき補助金額（交付決定金額）が累計 10 万円に達するまで複数回お申込可能です。

※ 1 豊中市内の中小企業者等とは、本店又は事業所が豊中市内に所在する事業者で、次のいずれかにあてはまる者としてします。

- ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者
- ② ビジネスの事業運営に取り組む NPO 等（※法人税法上の収益事業を営んでいる者）

※ 2 申込者は、豊中市税を完納している必要があります。

ただし、非課税または免除の場合は納税しているものとみなします。

※ 3 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者、風俗営業を営む者及びその他社会通念上、公的補助金を受けることがふさわしくない者は除きます。

※ 4 本事業は、豊中市 AI セミナー受講料補助金交付要綱及び豊中市補助金等交付規則に基づき実施されます。虚偽の報告など、補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令及び加算金が課されることがあります。

3. 補助金の額

次のうちいずれか少ない額を上限とします。(1,000 円未満切り捨て)
① 補助対象経費の合計額の 3 分の 2
② 10 万円

※ 1 交付決定は、予算の範囲内で行います。

交付決定額は、申込内容を審査のうえ、減額することがあります。

4. 対象経費

(1) 対象となる経費の基本的な考え方

以下の条件を満たしていることが必要となります。

- ① 申込者の経営者（代表者、その他役員）や雇用する従業員が参加し、その受講料、参加費用等を申込者が負担し支出した経費であること。
- ② 原則として法人、実行委員会等の組織により開催・運営されるものであり、個人が開催・運営するものでないこと。
- ③ 参加者が広く一般に公募されており、セミナー等の開催を WEB 上その他資料にて市が確認できるもの。
- ④ 研修を通常業務として請負っている事業者が実施する研修であること。
- ⑤ 令和 8 年 2 月 1 日以降に実施され、令和 9 年 3 月 31 日までに終了する事業に係る経費であること
- ⑥ 事業実施期間中に経費の支出がすべて完了し、支払いを確認できる必要な資料がすべてそろっていること。

(2) 対象経費について

	補助対象経費	内容
1	受講料、参加費	AI に関する知識・技術の習得を目的として参加するセミナー等への受講料、参加費用（教材費を含む） <u>※参加に伴い発生する旅費や受講後の交流会への参加費用、申込書作成費用など、受講料以外の経費は対象外です</u> 【対象となるセミナー等の要件】 ・AI に関する知識・技術の習得を目的に参加するものであり、セミナー等を伴わない交流会のみの事業ではないこと。 ・原則として法人、実行委員会等の組織により開催・運営されるものであり、個人が開催・運営するものでないこと。 ・参加者が広く一般に公募されており、開催を WEB 上その他資料にて市が確認できるもの。
2	研修委託費、謝礼金、会場借上料	AI に関する知識・技術の習得を目的として実施する社内研修に要する研修委託費、謝礼金、会場借上料（教材費を含む） <u>※参加に伴い発生する旅費など、研修実施に要する経費以外は対象外です</u> 【対象となる研修の要件】 ・AI に関する知識・技術の習得を目的に実施するものであり、研修を伴わない交流会のみの事業ではないこと。 ・研修を通常業務として請負っている事業者が実施する研修であること。
3	その他市長が必要と認めた経費	—

※消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている事業者は、補助対象経費から消費税及び地方消費税を除くこと。

補助対象経費の要件を満たさない場合、セミナー等を受講しても補助対象とならないことがございます。受講しようとしているセミナー等が要件を満たしているかどうか不明な場合は、事前にご相談ください。

5. 申込方法

(1) 提出書類

提出書類
① 豊中市 AI セミナー受講料補助金交付申込書兼請求書 (様式第 1-1 号)
② 豊中市 AI セミナー受講料補助金セミナー等受講報告書 (様式第 1-2 号)
③ 消費税等仕入税額控除確認書 (様式第 1-3 号)
④ 受講料、参加費用等が確認できるもの (請求書、パンフレットなど)
⑤ 受講料、参加費用等の支払いを証する書類の写し (領収書、振込明細書など)
⑥ 受講、参加したセミナー等の内容がわかるもの (パンフレット、セミナー資料等)
⑦ 豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できる書類 (写し) 例) 履歴事項全部証明書 (※発行から 3 か月以内のもの) 直近の確定申告書や所得税青色申告決算書、開業届 等
⑧ 「豊中市税に未納のない証明書」 市役所第一庁舎 2 階 税総合窓口 (211 番窓口)、新千里出張所 5 番窓口、庄内出張所 2 番窓口のいずれかに来庁して取得してください。(市民税課への郵送請求も可能です。 <u>「市・府民税納税証明書」</u> 、「法人市民税納税証明書」ではございませんので、ご注意ください。 「豊中市税に未納のない証明書」の請求方法等につきましては、以下のリンク先を参照してください。 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/moushikomi6/nouzeisyoumeisyo.html ※個人事業主の方で、代表者の住所が豊中市外の場合は、当該住所を管轄する市町村が発行する、市町村税に未納がないことの証明書 (未納がないことの証明書がない場合、直近年度の市民税の納税証明書) を提出してください。

(2) 申込期間

令和 8 年 4 月 1 日 (水) から 先着順で 40 事業者を目安として、予算の上限に達するまで受付します。(受付時間は、土・日曜日、祝日は除く、午前 9 時から午後 5 時まで)

ただし、上限に達していない場合であっても 令和 9 年 3 月 31 日 (水) に申込期間を終了します。

(3) 申込方法

上記 (1) の提出書類を、豊中市 産業振興課 (問合せ・郵送先を参照) まで、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法でご提出ください。

※提出された書類の返却には原則応じませんので、事前にコピー等ご対応ください。

※郵送の場合は、郵便物の追跡が可能なレターパックライト等でご郵送ください。

(4) 補助金の交付

- ・審査のうえ、適正と認められる場合に限り、補助金を交付します。
- ・交付決定の通知は、申込書に記載の金融機関口座への補助金の振り込みをもって代えさせていただきます。
- ・補助金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知をします。

6. その他

- (1) 本補助金は、予算に達し次第、受付を終了いたしますので、予めご了承ください。本補助金の利用を検討している事業者は、事前に産業振興課まで予算状況について、必ずお問い合わせください。
- (2) 補助金の交付決定後、申込要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、豊中市は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、補助金の返還を求めることがあります。
- (3) 交付決定を受けた事業については、事業者名等について、HP 等で公表する場合がありますので、予めご了承ください。

7. 補助事業者の義務

- (1) 事業実施後の効果検証や今後の市施策展開における企画・立案の参考とするためのアンケートへの回答等にご協力をお願いします。
- (2) 補助事業の実施状況の確認及び成果の公表のため、市は補助事業者に対し現地調査及び実施状況の聞き取り調査等をする場合があります。この場合において補助事業者は調査及び成果の公表に協力するものとします。

<問合せ・郵送先>

豊中市 都市活力部 産業振興課（第一庁舎 5 階）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

電話：06-6858-2188

Mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

開設時間：平日 9 時から 17 時 15 分まで

■参考 申込手続きの流れ

